

三木市商業振興による地域活性化に関する条例(案) について

1 条例の目的

商店街をはじめ、地域に根差した商店は、これまで地域住民の身近な場所で食料品や日用品を提供するとともに、地域におけるコミュニティの場としての役割を果たしてきました。しかし近年、大型店などの進出、インターネットの普及による消費行動の変化による売上げの減少や、商店経営者の高齢化など多くの課題を抱え、極めて厳しい状況にあります。

超高齢社会を迎えた今、高齢者や障がい者はもとより、地域住民にとって身近で買い物ができ、人と人とのふれあいやつながりの場として、地域に根差した商業の役割は、これからますます重要となってきます。

このようなことから、大型店や全国展開のチェーン店を含めた市内の商業者、商店会、商店街連合会、経済団体及び市が連携し、市民の理解と協力のもと、地域商業の発展と地域貢献に取り組んでいくため、商業の振興による地域の活性化を推進するための基本的事項を定めることにより、商業の健全な発展を促進し、もって市民生活の向上と良好な地域のまちづくりに資することを目的として、条例を制定します。

2 主な内容

(1) 基本方針

商業の振興は、国、兵庫県その他の機関との連携を図り、その協力を得ながら、商業者、商店会、商店街連合会、経済団体、市民及び市が一体となって施策を推進する。

(2) それぞれの責務

ア 市

基本方針に基づき、商業の振興のための施策を実施する。

イ 商業者（大型店設置者等を含むすべての商業者）

- (ア) 国等、商店会、商店街連合会、経済団体又は市が実施する商業の振興のための事業（以下「商業振興事業」という。）に積極的に参加するよう努める。
- (イ) 商店会、商店街連合会、経済団体、地域自治組織又は市が実施する地域の交流の促進等の事業（以下「地域貢献事業」という。）に積極的に参加するよう努める。
- (ウ) 商店会、商店街連合会及び経済団体に加入するよう努める。

ウ 商店会

- (ア) 商業振興事業及び地域貢献事業の実施に努める。
- (イ) 商店街連合会に加入するよう努める。

エ 商店街連合会及び経済団体

- (ア) 商業者の事業活動に対する支援を行う。
- (イ) 商業振興事業及び地域貢献事業の実施に努める。

オ 大型店を設置する者及び当該大型店において事業を営む者

他の商業者との共存を図るとともに、商業振興事業及び地域貢献事業に参加するよう努める。

カ 市民

商業の健全な発展に協力するよう努める。

3 施行期日

平成26年4月1日